

警戒レベル

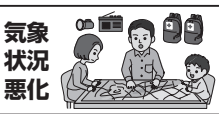
4

令和3年5月20日から 避難情報が変わりました！

町が発令する「避難指示」で「必ず避難」！
これまでの「避難勧告」は廃止されます！

国は、令和3年4月に災害対策基本法等を改正し、**警戒レベル4**を「避難指示」に一本化し、これまでの避難勧告のタイミングで避難指示を発令するようにするとともに、**警戒レベル5**を「**緊急安全確保**」として、直ちに安全確保を促すことができるようにするなど、避難情報等を見直しました。

広報7月号では、災害時に **町が発令する「緊急安全確保」、「避難指示」及び「高齢者等避難」**の避難情報と避難行動などについてお知らせします。

警戒レベル	新たな避難情報等	これまでの避難情報等
5	 緊急安全確保 ※市町村が災害状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。	災害発生情報 （発生を確認したときに発令）
〈警戒レベル4までに必ず避難！〉		
4	 避難指示 ※避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。	避難指示（緊急） 避難勧告
3	 高齢者等避難 ※警戒レベル3は、高齢者以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせたり、避難準備や危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）
1	 早期注意情報 （気象庁）	早期注意情報 （気象庁）

警戒レベル5は、
すでに安全な避難ができず
命が危険な状態です。

警戒レベル5
**緊急安全確保の発令を
待たず避難しましょう！**

これまでの
避難勧告は廃止されます。

これからは、
警戒レベル4
避難指示で
危険な場所から
全員避難しましょう！

避難に時間のかかる
高齢者や障害のある人は
警戒レベル3
高齢者等避難で
危険な場所から
避難しましょう！

※町が発令する避難情報については、町が地域の状況を判断して発令するものです。防災気象情報等の警戒レベル相当情報が発令されたとしても、町では発令されないこともあります。